

【掲載官報】

平成 22 年 7 月 22 日 本紙第 5359 号

【法令名】

○ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 7 月 22 日 政令第 171 号

【管轄省庁】

内閣府本府

【施行期日等】

公布の日

【法令のあらまし】

* 趣旨・目的

国連安全保障理事会決議により、国連ネパール政治ミッション（UNMIN）の活動期間が延長されたことに伴うネパール国際平和協力業務実施計画の変更を目的とする。

* 要旨

ネパール国際平和協力隊を置く期間を平成22年11月30日までとする。

(本則関係)

.....